憲法〈A02A〉

配当年次	1年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	土屋 武・橋本 基弘
文責 (課題設題者)	土屋 武
教科書	指定 工藤 達朗・畑尻 剛 他『憲法』[第5版] 以降(不磨書房)

《授業の目的・到達目標》

憲法は、国の最高法規であり、あらゆる法規範の基礎にあるものです。しかし、憲法はまた、条文の数が限られ、その内容も抽象的なものが多いという事実があります。よく、「憲法は入りやすく、大成しがたい」と言われるのも、ここに理由があると思います。

他の法律科目と同様、憲法にも憲法的なものの考え方があります。「憲法的思考方法」とでも言えばよいのでしょうか。憲法というルールを定めることによって国家権力を制限し、それによって一人ひとりの自由や権利を保護する、いわゆる「近代立憲主義」の考え方が「憲法的思考」の背景にあります。具体的な事件や裁判例を通じ、この「憲法的思考」を身につけ、憲法問題について自分なりに答えを出せるようにすることが、到達目標です。

《授業の概要》

憲法とは何か。

「憲法という言葉は、民法や刑法などの法律と比べたとき、どんなイメージをもっているのだろうか。他の法律にはない重々しい雰囲気があって、身が引き締まるような気がするだろうか。それとも、日常生活では役に立たない青臭い議論ばかりのような気がして、ちょっとかったるいな、というところだろうか。そもそも、〈憲(おきて)の中の法(おきて)〉とは何とも重苦しいと感じてしまう。しかし、英語やフランス語で憲法にあたる Constitution というのはありふれた日常語で、これをもとに憲法という言葉をあらわすと「この国のかたち」と表現することができる……。」

日本国憲法は個人の尊重を基本理念として、国民の基本的人権を保障し、あわせて国民の意思を様々な「回路」を通して国政(地方自治)に反映させるシステムとしての統治(機構)を定めています。日本国憲法は、このような形で、「日本のあるべきかたち」を示しているのです。

憲法を学ぶということ。

日本国憲法が施行されて 70 年以上、その間、制定時には予想もつかなかったさまざまな政治、社会、経済の変革・変化がありました。このような変化の中で、「人権」に関しては、外国人の参政権・公務就任権の拡大、生殖科学の発達と生命倫理、患者の自己決定権、監視社会、プライバシー・名誉と表現の自由、ヘイトスピーチ、忘れられる権利、実質的な男女平等、LGBT など性的少数者の人権、公務員の政治活動の自由、情報公開と個人情報保護、生存権の現代的問題、国家と宗教の分離など、また「統治」に関しては、安全保障政策の新展開、二院制の意義、政党のあり方、マニフェスト選挙、国際人権条約の裁判的保障、違憲審査の消極性と積極性、地方分権の進展、住民投票条例、裁判員制度とその運用、憲法改正問題、天皇制のあり方(女性(系)天皇、天皇退位)、立憲主義、民主主義とポピュリズムなど、あらた

めて日本国憲法の理念=「この国のかたち」が問われる多くの問題が生じています。

これらの問題を考えるには、豊かな現実感覚とともに憲法理念の正確な理解が不可欠です。日本国憲法 が保障する基本的人権の意義と統治機構の原理を具体的事案を通して検討し、憲法理念=「この国のかた ち」の正確な理解と柔軟な憲法思考を要請したいと思います。

憲法をどう学ぶか。

日本国憲法をめぐる状況は日々刻々と変化していきます。基本的人権に関する憲法判例や事件、国会(立法)、内閣(行政)の具体的な動きなど憲法をめぐる情報を身近なメディアを通して把握したうえで、教科書等によってそれらが憲法上どのような意味をもつのかを考える習慣を日頃から身につけてください。そうすればきっと豊かな憲法感覚が養われます。

《学習指導》

たえず憲法の条文を読み、基本的な言葉の意味を反芻しながら覚えるようにしてください。法律科目は 暗記物ではありませんが、基本的な用語の意味は覚えましょう。

また、学習の際には、条文と並んで、裁判所の判断(判例)、特に最高裁判例の重要性を常に意識するようにしてください。最高裁判例というものは、それがたとえ理論上は「誤った」ものであったとしても、制度上は「正しい」ものとみなされて、世の中を実際に動かしています(憲法 81条)。そういうものとして最高裁判例は、条文と同じくらいの重みをもっているといっても過言ではありません。

もちろんこれは、最高裁判例を無批判に受容しなさいという意味ではありません。最高裁判例は、しばしば学者によって、理論上「誤っている」として厳しく批判されています。そういった学者の意見表明(学説)を学ぶことも、大学で法律学・憲法学を学ぶ重要な目的です。これを通じ、条文の意味といってもさまざまな読み方が成り立つということ、したがって法律学というものは、条文を機械的に適用すれば自動的に結論が出るというような単純なものではないということを知ることも重要です。物事にはいろいろな見方・考え方があるという、いわば多面的なものの見方を身につけることも、法律・憲法を学ぶ重要な目的の一つです。

したがって、条文(六法)、判例(判例集)、学説(教科書と参考文献)は、法律学習の三点セットとして、その重要性に常に留意するようにしてください。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価します。

憲法〈A02A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

外国人の基本的人権保障の有無と範囲について、政治活動の自由と選挙権を例にとりながら、判例および学説を踏まえて説明してください。

第2課題【基礎的な問題】

衆議院の解散について、解散権の所在と根拠、範囲について説明してください。

第3課題【応用的な問題】

「青少年の健全な育成」を目的として定められた「A 県青少年保護育成条例」には、次のような規定が置かれている。

- ①「知事は、図書の内容が、著しく性的感情を刺激し、または著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書を有害図書として指定する」(a 条 1 項)。
- ②この有害図書を「自動販売機に収納してはならない」(b条1項)。
- ③「b 条 1 項に違反する業者に対し、知事は、必要な指示又は勧告をすることができ、これに従わないときは、撤去その他の必要な措置を命ずることができる」(b 条 2 項)。
- ④この知事の命令に違反した者は、「30万円以下の罰金」に処せられる(c 条 4 号)。 自動販売機により図書を販売することを業とする X は、知事が指定した有害図書を自動販売機で 販売し、さらに知事の是正命令にも反したことを理由に、起訴された。この裁判で X は、A 県条例 の違憲性を主張した。X の主張が認められるかについて論じなさい。

第4課題【応用的な問題】

X は、A 市 B 区の選挙人名簿に登録されている日本国民である。20 ××年に参議院議員選挙が行われた際、X は傷害罪・威力業務妨害罪により懲役刑に服しており、当該選挙において X は、公職選挙法 11 条 1 項 2 号により選挙権を有しないものとされた。同年に刑期を終えて釈放された X は、①公職選挙法 11 条 1 項 2 号は憲法に違反する無効の規定であり、②この違憲の規定の改廃を怠った国会の立法不作為は違法(国家賠償法 1 条 1 項)であると主張して、国を相手取り、選挙権を行使できなかったことによる精神的損害の賠償を求めて出訴した。

公職選挙法 11 条 1 項 2 号については、これが制定された 1950 年から当該選挙が行われた 20 ×× 年現在に至るまで、違憲であるとの見解が日本の憲法学説上の通説ないし多数説の位置を占めるに至っ

たことはなかった。また、本件規定の廃止に関する法案が提出されたり、受刑者に選挙権を行使させるべきであるとの世論が活発になっていたという事情もなかった。他方で国際的には、受刑者の選挙権を制限する規定について、これを存置している国も一定数あるものの、ヨーロッパ諸国では、2年前ころから立て続けにこうした規定を削除する流れにある。なお、未決拘禁者は、公職選挙法 48条の2第1項、同49条により、不在者投票を行うことが可能である。

Xの上記主張①・②が認められるかについて論じなさい。

*参考条文:刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

第72条1項刑事施設の長は、被収容者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。2項刑事施設の長は、第39条第2項の規定による援助の措置として、刑事施設に書籍等を備え付けるものとする…。

*参考裁判例:

- ①大阪高判平 25・9・27 判時 2234 号 29 頁 (平成 25 年度重要判例解説・憲法 11 事件)
- ②大阪地判平 25・2・ 6 判時 2234 号 35 頁(法学教室 401 別冊付録 判例セレクト 2013 [I]・ 憲法 7 事件)

〈推薦図書〉

長谷部 恭男・石川 健治 他	『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』〔第7版〕(2019年)	有斐閣
芦部 信喜・高橋 和之(補訂)	『憲法』〔第7版〕(2019年)	岩波書店
加藤 隆之	『憲法判例から考える自由と平等』(2019年)	ミネルヴァ書房
橋本 基弘	『日本国憲法を学ぶ』〔第2版〕(2019年)	中央経済社
毛利 透・小泉 良幸 他	『憲法Ⅰ 総論・統治』〔第2版〕(2017年)	有斐閣
毛利 透·小泉 良幸 他	『憲法Ⅱ 人権』〔第2版〕(2017年)	有斐閣